

GAZETTE

ガゼットは
市民とメディア
のデータバンクです

1998. 11

vol. 18

Number. 66

複写(コピー)は
ご遠慮下さい。

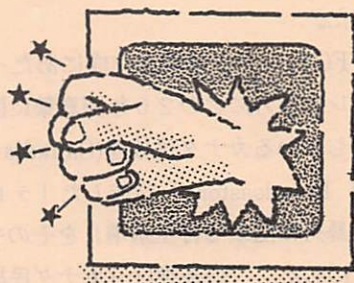
編集・発行/FCT市民のメディア・フォーラム(Forum for Citizens' Television & Media) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 講読料/年間(3回発行)¥2000(送料共) 一部 ¥650(送料別)

第一勧業銀行逗子支店(普通預金1425785) 郵便振込 00190-3-84097

■ 特集 1

子どものテレビ基準を考える

—— Vチップ問題を越えて ——



Vチップをめぐる議論が続いている。FCTでは、この問題で6月に「見解と提言」を発表し、テレビのより望ましいあり方の追求が緊急の課題であること、そのためにはVチップ制度の導入ではなく、現行のテレビのなにがどう問題か、いま何をなすべきかについて、放送事業者が私たち市民・視聴者と積極的に議論し、対話をもつ努力が必要であることを指摘した。さらに、対話を始める最初の一步として「子どものテレビ基準」を私たち市民と協力して作成し、それをインターネット上で公開することを提案した。

この私たちの提案が全面的ではないにしろ真剣

に受け取られていることは、NHKやいくつかの民放キー局から返ってきている反応、また民放連の呼びかけによる9月の懇談会で得た感触からも察しがつく。しかし、「基準」作成への動きはまだみられない。そこでFCTでは、どのような基準がいま求められているかを基本となる理念とともに率先して検討し、さらなる提案を行うなかで放送界の一層の行動を促していきたいと考える。それは、議論と対話のプロセスとして重要である。本特集では、その素材となる資料を、バックナンバーからの再録も一部加え、この問題をめぐるグローバルな取り組みを視野にいれつつ訳出した。

■ CONTENTS ■

- | | |
|---|-------------------------|
| ○特集1 子どものテレビ基準を考える …… 1 | ○特集2 テレビを「読む」市民の輪ひろがる・ |
| — Vチップ問題を越えて — | 第1・2回テモ・プロジェクト報告書 …… 14 |
| ・テレビ暴力への取り組み・カナダから …… 2 | ○会員コラム …… 15 |
| ・テレビ番組における暴力に関する | ○ネットワークキング …… 16 |
| CAB自主基準 …… 3 | ○データバンク国内篇 …… 17 |
| ・カナダのテレビ番組分類システム …… 10 | |
| ・子どもの権利条約/子どものテレビ憲章/
子どもの電子メディア憲章 … 12 | |

イラスト 市川雅美

テレビ暴力への取り組み

— カナダから —

FCTでは6月に「Vチップをめぐる議論についてのFCTの見解と提言」を発表し、そのなかで各局や民間放送連盟に対して子どものテレビに関する新たな放送基準を作成することを提案した。同時に、新たな基準をより充実させるために、FCT自身も独自の放送基準案を作成することにした。

FCTはその基準案作成にあたって、子どもとテレビ暴力にこの20年間真摯に関わり実際に行動しているカナダ民放連(Canadian Association of Broadcasters)作成した「テレビ番組における暴力に関する自主基準」をそのモデルとすることにした。この基準は「カナダ民放連倫理基準」(CAB Code of Ethics)、「テレビとラジオ番組のための性役割描写の基準」(Sex Role Portrayal Code for Television and Radio Programming)とともに、民放連の重要な三つの基準のうちの一つである。「カナダ放送基準評議会」(Canadian Broadcast Standard Council)はこの三つの基準に基づいて、番組制作が行われているかどうかを評価する機関であり、カナダ民放連が1989年に設立した自主調整機関である。この三つの基準に従って、民間ラジオテレビ局が質の高い信頼できる番組を放送するよう促進し、また、視聴者からは意見を収集し、各局と視聴者のあいだで、番組を裁定する役割を果たしている。このように、カナダでは連邦政府の独立機関で放送を管轄するCRTC(カナダ・ラジオ・テレビ・テレコミュニケーション委員会)は、民放基準違反を検閲する権限を持たず、CBSCがその権限を有している。

「カナダ民放連の倫理基準」の冒頭文にはカナダ民間放送連盟の放送への姿勢が述べられている。これは「テレビ番組に於ける暴力に関する自主基準」の前提をなすものなので、ここにその一

部を訳出して、紹介しておく。

●「放送事業者にとって最も重要な価値は、人びとの敬意を得ることである。それは努力し、できるだけ質の高いパブリックサービスを続けることにより、はじめて維持できるものである。」

●「広告収入は非政府的放送を可能にし、様々なタイプの番組を供給することを可能にする。各放送事業者は放送免許によって放送を認可された局が放送する番組に対して責任を負う。この責任は番組制作に関係するネットワーク、広告主、中継やVTRのプロデューサー、広告代理店、タレント・プロダクションなどに対して働きかけることによりはじめて達成することができる。」

●「すべての人びとが平等に認知される権利があり、一定の基本的権利と自由を持つことを認識し、放送事業者は番組において、人種、国家、民族的背景、肌の色、年齢、性別、既婚/未婚、身体的または精神的障害によって虐待的、差別的な場面や発言がないように最大限の努力をする。」

●「子どものために作られた番組は感受性に訴え、社会的態度や性質に影響を与えることを認識し、民放連のメンバーは責任を持って扱う素材、人物描写、場面の選択、制御に、できるだけ細心の注意を払う。これは子どもが持っている想像力や冒険へのあこがれに対する活力を取り除いてしまうことを意味しているのではない。むしろ番組が健全な社会概念に基づき、高い質で制作され、現在のカナダ社会の道徳的、倫理的基準を反映し、子どもの社会に対する肯定的な行動や態度を奨励するものでなければならないことを意味している。各局は、親たちが豊かな放送番組の中から子どもにとって最も適した番組を選ぶように、奨励しなければならない。」

テレビ番組における暴力に関する自主基準

Voluntary Code Regarding Violence in Television

カナダ民間放送連盟

Canadian Association of Broadcasters

I 背景

1.1

私たちの社会における暴力の問題は、人びと (public) の重要な関心事の一つであり、従って、コミュニティに奉仕し、コミュニティに深くかかわっているカナダ民間地上波放送事業者の重要な関心事でもある。

1.2

民間放送は1987年にこの問題を認知し、それに対処した。その時に、カナダ民間放送連盟 (CAB) は、テレビの公共性に関心を持つ多様なグループや企業に関連する業界の組織との話し合いにより、テレビ番組における暴力に関する最初の自主基準をつくった。

1.3

社会変化にともない企業のガイドラインに対する圧力が徐々に増してきたことを考慮して、民間放送連盟は1992年にこの基準の見直しを行い、1993年にこの改訂版を発行した。この自主基準は5年ごとに見直される。

1.4

カナダ・ラジオ・テレビ・テレコミュニケーション委員会 (CRTC) が PN88-13 (企業が遵守する自主基準開発のためのガイドライン) において設定している手続きの基準に従って、民間放送連盟は、再度、暴力の問題に関心を持つ広範囲に及ぶ市民の (public) グループの意見を求めた。これらの組織のリストはこの改定版の基準の最後に付記している。民間放送連盟は、CRTC のスタッフにより1992年5月22日にまとめられたテレビにおける暴力に関する報告書も広範囲にわたり使用している。

1.5

この自主基準にあるガイドラインはCABのメンバーに配布され、放送法のもとに許認可を得たテレビ番組事業者としての責任を果たす上で、番組の制作、編成、購入、放送、配給における参考となるように作成されている。またこのガイドラインはCAB倫理基準にある一般的な原則を補足するものでもある。

1.6

メディア暴力に対処するための社会的能力は、すべての様々な側面において、技術の進歩に遅れていることはほとんど疑う余地はない。

1.7

テレビはこの30年の間に、消費者が地上波放送からいくつかの地域電波を利用するだけの環境から、今日の50チャンネルの世界に移行し、もうすぐそれはケーブル、衛星、地上波などで200～300チャンネルが利用できる世界に拡張しつつある。

1.8

現在全世界の73%に普及しているビデオは、視聴者が番組を見る時間を決めることを可能にし、あるジャンルの番組を特定の時刻に割り当てることにはもう意味がなくなってしまった。ビデオは、かつて映画館だけでしか見られなかった映画を多数の個人が見ることも可能にした。このような変化により、子どもたちが大人の視聴者を対象とした番組を視聴する機会を持つようになった。

1.9

ケーブルサービスの実現、外国電波の受信、ビデオゲームの広範囲の利用も家庭の視聴環境を変化させた。

1.10

テレビで描かれる暴力が、私たち社会全体の中で

の実際の暴力に関連する多くの要因の一つに過ぎないように、カナダの地上波放送事業者はテレビ画面から出てくる多くの番組源のなかのたった一つを代表するに過ぎないのである。

1.1.1

この自主基準は、カナダの地上波民間放送事業者が放送する番組における暴力の問題に対して責任を負い、この問題に肯定的かつ能動的に取り組むことを表現している。

1.1.2

カナダ放送システム以外のところからの、特にアメリカ合衆国からの電波による番組で、ケーブル局がカナダの消費者に提供する番組における暴力の問題を処理するのは CRTC の責任である。

1.1.3

ビデオレンタルやビデオゲームの暴力の問題を処理するのは政府のあらゆるレベルの責任である。

1.1.4

子どもの視聴選択に関して積極的に取り組むことは親の責任である。

1.1.5

番組選択に際限のない“ビデオ・ピュッフェ”を生み出したこの技術革命を、いかに上手に利用していくかを社会に知らせ、教育していくことは、親、教師、個々の視聴者とともに放送事業者、行政、ケーブル局、配給会社の責任である。

1.1.6

検閲はその答えではない。カナダの視聴者はたとえどこに住んでも、多様な番組が用意されており、そこから選択できることを求めている。

1.1.7

しかしながら、創造的自由は次のような責任を伴う。すなわち、子どもが保護される権利を保障し、視聴者が個人の趣味や基準に基づいて適切な情報を得た上で視聴選択ができるように、番組内容に関する適切な情報を得られるように保障する責任を伴う。

1.1.8

この自主基準はカナダの地上波民間放送事業者

が、放送事業者と視聴者の基本的な協定をつくる責任を積極的に果たそうとするものである。

カナダの放送事業者は番組編成、制作、放送時間の設定、番組分類システムの開発、視聴者への助言の活用等を通して、子どもを保護し、視聴者のセンシティブティ（感受性）に訴えることにより判断してもらうという形で自分たちの役割を果たす。他方、視聴者は、提供された番組情報を利用して、自分の視聴行動と自分の子どもの視聴に責任を負う。

II. 基本原則

1.1

カナダの民間放送事業者は、テレビ暴力の問題を取り上げることが視聴者に対する放送する側の責任であることを認識している。

1.2

カナダの民間放送事業者は、この自主的な実践基準に従って次のような原則を広く視聴者に対して確認する。

1.2.1

不必要な暴力を含む番組を放送しないこと

1.2.2

幼い子どもたちが彼らには不適切な内容の番組に触れないようにすること

1.2.3

番組内容に関する情報を視聴者に提供すること。

1.3

この自主基準を採用することで、カナダの民間放送事業者はこれらの基準を自局の番組制作、番組購入、番組編成、番組宣伝、番組放送のすべてに適用することを確認する。

1.4

この自主基準は、民間放送事業者で放送される番組の暴力を、全体のストーリーや情報の文脈において解釈し、判断するためのものであることを確認する。

1.5

子ども番組における暴力描写は、幼い子どもたちに恐怖感を与えたり、子どもたちの模倣を誘発したり、あるいはまた、暴力行為の結果を過小評価したりするほどに、現実的であってはならない。

1.6

ドラマにおける暴力描写は、番組の登場人物、テーマ、ストーリー展開に関連したものでなければならない。

1.7

ニュース番組や報道ドキュメントにおける暴力描写は、報道される事件やニュースの本質に関連したものでなければならない。

1.8

あらゆるジャンルの番組において、暴力描写は個々の番組とその対象とする視聴者、放送時間との関係で評価される。

III 基準 (コード)

1.0

番組内容

1.1

カナダの民間放送事業者は、以下のような番組を放送してはならない。

- ・どのような形式にせよ不必要な暴力を含む番組
 - ・暴力を是認したり、助長したり、魅力的に描くような番組
- (* "不必要な" とは、プロットや登場人物、テーマの展開にかかわるような役割を果たしていないものを意味する)

2.0

子ども番組

(子どもとは12歳以下の個人を指す)

2.1

下記にあるように、子ども番組では、暴力を描く際に特別な注意を要する。子ども番組では、肉体的な暴力、言葉による暴力、感情的な暴力はできるだけ少なくする。

2.2

実際の人物が登場する子ども番組では、登場人物の描写やストーリー展開に不可欠な場合のみ、暴力を描くことができる。

2.3

子ども向けアニメ番組では、様式化された物語形式の場合、非現実的な暴力シーンを含んでもよいが、暴力を番組の中心テーマにしたり、子どもたちの危険な模倣を誘うような暴力を描いてはならない。

2.4

子ども番組では、子どもたちの安心感を脅かすおそれのあるテーマを扱う際、細心の注意を払うべきである。その例としては、家庭内の葛藤、両親や近親者の死、ペットの死や怪我、軽犯罪やドラッグの使用などがあげられる。

2.5

子ども番組では、テレビで見たシーンが子どもの模倣を招くおそれのあるテーマを扱うときは、細心の注意を払うべきである。例えば、ビニール袋をおもちゃとして使う、マッチを使用する、危険な家庭用器具をおもちゃ代わりに使う、アパートのバルコニーや屋根を登るといった危険な行為などである。

2.6

子ども番組では、暴力が問題を解決するためのより好ましい方法、または唯一の手段であるという印象を与えるような現実的な暴力シーンを含んではならない。

2.7

子ども番組では、暴力行為の結果を過小評価したり正当化したりするような現実的な暴力シーンを含んではならない。現実的な暴力シーンでは、必ずその被害者や加害者に対する暴力の結果を、人間性を重視して描くべきである。

2.8

子ども番組では、子どもに恐怖感を与えるような特殊効果や筋書きとは関係ない過度の特殊効果を用いてはならない。

3.0

放送時間

3.1

番組編成

3.1.1

成人視聴者向けの暴力シーンを含む番組は夜間視聴時間帯（午後9時--午前6時）以外には放送してはならない。

3.1.2

午後9時以降にテレビを視聴する年長の子どものうちがいることを考慮し、放送事業者は、後述の5.1条（視聴者に対する忠告：家族にとって適切な番組かどうか親が前もって判断できるような情報）の条項を厳守しなければならない。

3.1.3

国境を越えて流入する番組にはないカナダの「番組分類システム」や「視聴者に対する忠告」の利益を視聴者にもたすため、夜間視聴時間帯以外の輸入番組の代理放映権（CRTC認可）をもつ放送事業者は、3.1.1条項に関係なく、代理放映権を行使してもよい。

3.1.4

放送事業者は、3.1.3条項に従い、代理放映権の行使において決定権をもつ。ただし、不必要な暴力を含む番組や暴力を是認・助長・魅力的に描くような番組に対しては、決してその代理放映権を乱用してはならない。

3.1.5

放送事業者は、3.1.3条項に従い午後9時以前に放映される成人視聴者向け番組の内容を視聴者に前もって知らせるよう特に注意すること。

（注：放映時間帯のずれや国境を越えて流入する番組を調整するため、これらのガイドラインは実際に放映される時間帯に対して適用される。）

3.2

成人視聴者向けの暴力シーンを含むプロモーション映像（番組CM）は、午後9時以前に放映してはならない。

3.3

成人視聴者向けの暴力シーンを含む広告（劇場公開映画の広告など）は、午後9時以前に放映してはならない。

4.0

番組分類システム

4.1

カナダの放送事業者は、現在、業界諸団体と協力して、視聴者に利用しやすい番組分類システムを開発中である。これは、番組編成のための番組内容や対象とする視聴者に関するガイドラインとしても用いられるであろう。

番組分類システムは、この自主基準を補う役割を担っている。このシステムが放送時間に影響を与えることが認められれば、その時点で上記の3.0の各条項を再度検討し直さなければならない。

5.0

視聴者に対する忠告

5.1

視聴者の番組選択を手助けするため、放送事業者は、成人視聴者向けの暴力シーンを含む番組（夜間視聴時間帯中）の冒頭および放送開始後1時間以内において、「視聴者に対する忠告」を放送しなければならない。

5.2

放送事業者は、子どもに不適切な暴力シーンを含む番組（夜間視聴時間帯以外）の冒頭および番組中において、「視聴者に対する忠告」を放送しなければならない。

5.3

「視聴者に対する忠告」の具体例は、付録Aを参照。

6.0

ニュース番組、報道ドキュメント

6.1

放送事業者は、ニュース番組や報道ドキュメント番組における暴力、攻撃性、破壊などの報道や映像表現については、適切な報道方針としての判断を下す。

6.2

暴力を描写しているビデオを使用したり、それを繰り返し使用する場合は注意書きを出す。

6.3

性的暴行または性犯罪に関連する裁判訴訟のような細心の注意を必要とする問題に関して異常な暴力シーンを見せたり、写実的な報道を行う場合は、放送事業者は事前に視聴者に忠告しなければならない。特に、子どもが視聴している午後や夕方のニュース、報道ドキュメント番組には必要である。

6.4

子どもや家族を当惑させるような破壊、事故、性的暴力事件に関連するあからさまな表現や生々しい言葉を使用する際は、放送事業者がそれぞれ判断する。

6.5

放送事業者は、国内のテロ事件や反乱を中継する際には、ニュース報道がさらなる暴力を誘う原因にならないように特別な判断を下す。

6.6

放送事業者は攻撃、葛藤、対立の状況を誇張したり不当に扱ってはならないが、それと同時に人間的現実を勝手に浄化してしまってもならない。

6.7

放送事業者は一般的な放送ジャーナリズムに関してカナダ・ラジオ・テレビ・ニュースディレクター協会 (Radio-Television News Directors Association of Canada) の作成した「倫理コード」を参照する。

7.0

女性に対する暴力

7.1

放送事業者は女性に対する暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

7.2

放送事業者は、暴力が話の筋に不可欠な場合をのぞいては、女性を暴力の犠牲者として描かないようにする。放送事業者は、特に、性的文脈における女性と暴力の犠牲者としての女性を結びつけ、

その関連を固定化してしまわないように、細心の注意を払う必要がある。

7.3

放送事業者は一般的な女性描写に関してはカナダ民放連の「テレビとラジオ番組のための性役割描写の基準」をガイダンスとして参照する。

8.0

特定のグループに対する暴力

8.1

放送事業者は人種、国籍、民族、肌の色、宗教、性別、性的嗜好、年齢、精神的、身体的障害などの理由によって暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

9.0

動物に対する暴力

9.1

放送事業者は動物に対する暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

9.2

放送事業者は、動物に関して法的に認められた活動の放送においては制限されない。このような放送をするとき、特に放送時刻が深夜以外の場合は、ビデオや音声の使用に際して判断を下す必要がある。

10.0

スポーツ番組における暴力

10.1

放送事業者は、問題となっているスポーツの認められた活動以外は、暴力行為を促進したり、不当に扱ったりしてはいけない。

10.2

動物が関わるスポーツ番組に関しては、放送事業者はこの自主基準の第9セクションを参照する。

IV 基準の適用と施行

1.1

この自主基準の適用は個々の放送免許取得者の責任である。苦情や質問は関連するテレビ局に持ち込まなければならない。

1.2

苦情を持ち込んだ者と放送免許取得者の間で解決できない苦情は、カナダ放送基準評議会 (Canadian Broadcasting Standard Council) に持ち込むことができる。カナダ放送基準評議会は、同評議会のメンバーがこの自主基準を遵守するのを監督し、それに伴う諸過程の責任を負う。

1.3

カナダ放送基準評議会の連絡先は以下の通りである。

カナダ放送基準評議会

PO BOX Station D

OTTAWA, Ontario

KIP6H8

電話 613-233-4607

FAX 613-236-9241

1.4

カナダ民放連は、カナダ放送基準評議会とともにこの自主基準に対するすべての人びとの意識を高めるため、この基準を民放連のメンバーに配布するとともに、広く一般にも配布する。

1.5

民放連は、自主基準を人々が意識するよう働きかけるとともに、意識を高める公共サービス広告によるキャンペーンを行う。

1.6

民放連は、各放送事業者やネットワークにおいてこの基準を適用する際に直接の責任者である雇用者に向けてワークショップやセミナーを開催する。

1.7

民放連は、この基準とその内容に関してカナダの番組制作者や諸業界組織に対してアドバイスをする。民放連の各メンバーは番組の購入相手である独立番組制作者に対して自主基準の内容を知らせる。

1.8

民放連は、外国の番組制作者に対して自主基準の内容を知らせるために CRTC や連邦政府と協力

する

1.9

民放連は、その「社会における問題と動向に関する委員会」を通じて自主基準が適用されているかどうかをモニターし、5年ごとにその内容を見直す。

補足 A—視聴者への助言

放送事業者は視聴者への助言として次のような前文を付けることができる。

「カナダ放送基準評議会の一員として、〇〇テレビ局は以下のような視聴者への助言を行う。」

「カナダ放送基準評議会の一員として、〇〇テレビ局は視聴者の番組選択を援助するために次のような助言を行う。」

以下に示すのが暴力描写やその他の問題に関する助言の例である。これは番組選択において視聴者が適切な情報を得ることを確実にするために、放送事業者が「テレビ暴力に関する自主基準」に対してその義務を遂行するときのガイドとなるよう提示するものである。各放送事業者は、その市場に適した助言や、その番組が適切なオーディエンスに対して放送されるのを確実にするような助言を新たに作り、補足することを奨励される。

- ・次の番組は小さい子どもたちには適切でないかもしれない暴力シーンを含んでいる。親が監督することを勧める。
- ・次の番組は小さい子どもたちには適切でない暴力シーンを含んでいる。親が判断することを勧める。
- ・次の番組は暴力シーンや粗暴な言葉を含んでいるので小さい子どもには適切でない。
- ・次の番組は大人の視聴者向けの暴力シーンを含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・次の番組は大人の視聴者向けの暴力シーンと粗暴な言葉を含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・次の番組は暴力シーンと粗暴な言葉を含んでいる。視聴者が判断することを勧める。

- ・次の番組は大人の視聴者向けの暴力シーンと粗暴な言葉とヌード・シーンを含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・次の番組は成人の問題について扱っており、大人の視聴者向けである。視聴者が判断することを勧める。
- ・次の番組は成人の問題について扱っており、ヌード・シーンや粗暴な言葉が含まれている。視聴者が判断することを勧める。

補足B—基準作成にあたり助言を求めた組織

基準の作成過程において、民放連は広くメンバーのネットワークや放送局に相談し、また、以下の組織からコメントを頂いた。

- ・カナダ放送基準評議会
(The Canadian Broadcast Standard Council)
- ・カナダ映画テレビ制作会社連盟 (The Canadian Film & Television Production Association)
- ・H.I.放送グループ (H. I. Broadcast Group)
- ・コミュニケーション局 (Department of Communication)
- ・メディア・ウォッチ (Media Watch)
- ・子どもの映画とテレビのためのアウルセンター (Owl Centre for Children's Film & Television)
- ・ラジオ・テレビ・ニュースディレクター連盟
(Radio & Television News Directors Association)
- ・カナダ放送協会 (CBC)
- ・子どもとテレビ連盟 (前子ども放送研究所)
(The Alliance for Children & Television)
- ・映画とテレビにおけるトロント女性の会
(Toronto Women in Film & Television)
- ・ラジオとテレビにおけるカナダ女性の会
(Canadian Women in Radio and Television)
- ・娯楽における暴力を考えるカナダ人の会
(Canadian Concerned About Violence in Entertainment)

- ・カナダの動物連盟 (Animal Alliance of Canada)
 - ・CBC ニュースワールド (CBC Newsworld)
 - ・マッチ・ミュージック (MUCHMUSIC)
 - ・ビジョン・TV (Vision TV)
 - ・YTVカナダ (YTV Canada Inc.)
 - ・ファミリーチャンネル (The Family Channel)
 - ・ファーストチョイス・カナダコミュニケーション (First Choice Canadian Communications Corporation)
 - ・スーパーチャンネル (SUPER CHANNEL)
 - ・カナダケーブルテレビ連盟 (Canadian Cable Television Association)
 - ・ミュージック・プラス (MUSIQUEPLUS)
 - ・メテオ・メディア/天気ネットワーク
(Meteomedia Inc./The Weather Network)
 - ・ル・レゾー・デ・スポーツ (LE RESEAU DES SPORTS)
 - ・テレビ視聴者の全国連盟 (Association nationale des telespectateurs)
 - ・若い人たちとメディアに関するリサーチグループ (Groupe de recherche sur les jeunes et les medias)
 - ・幼児番組における暴力に反対する連帯のために
(Pour la coalition contre la violence dans les emissions pour enfants)
 - ・女性の地位委員会 (Conseil d'etat de la femme)
 - ・カナル・ファミリーユ (Canal Famille)
 - ・ブルミエチョイス : T V E C (Premier Chioix; T V E C Inc. (Super Ecran et le Canal Famille)
 - ・テレ・メトロポール (Tele-Metropole Inc.)
- 以上に加えて、数多くの会議がCRTCの委員や事務局上級スタッフとの間で行われた。

* 訳者注：以上に挙げられている機関や組織の多くはメディア事業者、研究者、市民が自主的に組織して活動しているNPO (非営利団体) である。
(訳責：FCT市民のメディア・フォーラム)

カナダのテレビ番組分類システム

CTR-E：分類から除外される番組

ニュース、スポーツ、ドキュメンタリー、その他の情報番組、トークショー、ミュージックビデオ、バラエティー番組



CTR-C：すべての子ども対象

<解説>

- ・CAB（民間放送連盟）の暴力に関する自主放送基準に則していなければならない。
- ・8歳以下の子どもを対象とするので、子どもの安心感や幸福感を脅かすようなテーマは特に注意する。現実的な暴力場面は全く含まない。攻撃的行動の描写はほとんど無く、あったとしても明確に空想的で非現実的であるとわかるものに限る。

<暴力のガイドライン>

- ・コメディータッチで非現実的な描写を時々含み得る。



CTR-C8+：8歳以上の子ども対象、8歳以下は親／保護者とともに視聴

<解説>

- ・暴力を問題解決の方法として、好ましい方法、受容できる方法、唯一の方法として描かない。視聴した危険な行為を子どもが模倣するのを促すような描き方をしない。
- ・この分類では幼児には適切でないテーマが扱われる可能性があるが、このような番組は幼児向けとは明確に区別し、8歳から12歳の子どもに対しても慎重でなくてはならない。

<暴力のガイドライン>

- ・現実的な描写は少なくし、他の行動とは区別されており、非集中的で、常に暴力の結果を伴ったものでなければならない。
- ・暴力の描写は物語りの進行、または人物描写に必要なものでなければならない。
- ・ちょっとした身体的暴力、コメディータッチの暴力、喜劇的恐怖、特別な効果（空想、超自然、アニメの暴力）などを含んでも良い。



CTR-G：すべての年齢、家族全員対象

<解説>

- ・一般のオーディエンス向き、特に子ども向けというわけではないが、小さい子どももオーディエンスに含まれ得る。ほとんど身体的、言語的、感情的な暴力を含まない。

- ・幼い子どもの安心感を脅かすようなテーマについては慎重でなければならない。暴力行為の結果を矮小化したり、曲解したりするような現実的暴力シーンは含まない。

<暴力のガイドライン>

- ・できるだけ少なく、頻度を低くする。
- ・コメディータッチの非現実的描写を含み得る。
- ・物語の筋に関係なく、恐怖を与えるような効果を持つ場面を含まない。



CTR-PG : 一般向けだが、8歳以下には適さない。8～13歳の子どもは親や保護者と一緒に視聴する。

<解説>

- ・論争的なテーマ・問題を扱うことがある。10代前後が視聴者であることを認識し、模倣行動を触発したり、暴力行為の結果が矮小化されないように注意する。

<暴力のガイドライン>

- ・葛藤や（または）攻撃性の描写は限定的で、適度でなければならない。身体的、空想的、超自然的暴力を含むことができる。
- ・このような描写は至る所にあってはならず、テーマや筋書きや人物描写の文脈の中で妥当性を持つものでなければならない。



CTR-14+ : 14歳以上対象

<解説>

- ・14歳以下には不適当なテーマや内容を含み得る。現実的な様式で大人のテーマ、社会問題を扱っているので10歳前後に見せる場合は親は慎重に判断する必要がある。

<暴力のガイドライン>

- ・物語の進行において暴力が支配的な要素の一つであっても、プロットや人物描写の展開に即していなければならない。
- ・集中的暴力シーンを含みうる。



CTR-18+ : 18歳から大人向け

<解説>

- ・18歳以下には不適切である内容を含む番組

<暴力のガイドライン>

- ・プロット、人物、テーマの展開に即した暴力描写が行われるが、大人の視聴を前提としており、18歳以下には不適切であるもの。

子どもの権利条約

Convention on the Rights of the Child

(国連により1989年採択・1990年発効、日本は1994年に批准)

<第13条・表現の自由>

子どもは表現の自由についての権利をもつ。この権利には、口頭、手書き、印刷、芸術の形態または自ら選択する他のメディアにより、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報および理念を求め、受容し、伝える自由がふくまれる。

<第17条・マスメディアへのアクセス>

締約国はマスメディアの果たす重要な機能を認め、子どもが国の内外の多様な情報源からの情報および資料、とくに子どもの社会面、精神面、および道徳面での福祉と心身の健康の促進を目的とした情報および資料にアクセスすることができることを確保する。この目的のために、締約国は次のことをする。

- (a) マスメディアが、子どもにとって社会的および文化的に有益でありかつ第29条の精神に沿う情報および資料を普及するよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源および文化的にも多様な情報源からの情報と資料の作成、交換および普及における国際協力を奨励する。
- (c) 子ども用書籍の作成および普及を奨励する。
- (d) マスメディアが、少数者集団に属する子ども、または先住民族である子どもの言語上の必要性にとくに配慮するよう奨励する。
- (e) 第13条および第18条の規定に留意して、子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護するための適切な指針の作成を奨励する。

第29条 教育の目的／第18条 親の第一義的養育責任と国の援助

子どものテレビ憲章

Children's Television Charter

(第1回「テレビと子ども」世界サミット、メルボルン、1995年)

1. 子どもには、子どもを対象とし、子どものためにつくられた、良質の番組が必要である。それは、子どもを不当に搾取するようなものであってはならない。
子ども番組は娯楽性に加えて、子どもの可能性を身体的、精神的、社会的に、可能な限り追求し、育むようなものでなくてはならない。
2. 子どもはテレビ番組を通して、自分自身について、またコミュニティや自分の居場所について、肯定的に確信することができ、自分の文化や言語、生活経験を聞いたり、見たり、表現したりできなければならない。
3. 子ども番組は、子ども自身にその文化的背景を自覚させ、理解を深めさせると同時に、子どもに対して、他の文化への自覚と理解を促すようなものでなければならない。
4. 子ども番組は、その種類と内容において多様なものでなければならないが、不必要な暴力や、セックスシーンを含んでいてはならない。
5. 子ども番組は、子どもが視聴し得る時間帯に、定期的に放送され、そして／または、広く利用し得るメディアかテクノロジーにより、送信されなければならない。
6. 子ども番組をできる限り高い水準にもっていくための、十分な資金が用意されなければならない。
7. 政府、制作会社、配給会社、資金を提供する組織は、先住民族の子どものためのテレビについて、その重要性と繊細さを認識し、これを支え、保護するための方策を講じなければならない。

子どもの電子メディア憲章

Children's Charter on Electronic Media

(第2回「テレビと子ども」世界サミット、ロンドン、1998年)

前 文

- ・私たち、サミットの若い参加者は私たちにここに招き、世界中の子どものテレビについて私たちの意見を表明する機会を与えてくれたサミットに感謝する。
- ・私たちは世界中の、あらゆる年代の子どもたちを代表している。
- ・私たちは私たちの意見があまり尊重されていないと感じている。私たちは私たちが何を望んでいるか、何が必要なのかを尋ねられることがない。
- ・子どもたちのためにつくられている多くの番組が子どもたちを見下している。
- ・一部の番組はあまりにも多くの暴力のための暴力を含んでいる。私たちはアクションが大好きだが、それは必ずしも暴力的でなくてもいい。私たちはテレビが問題解決の答えとして暴力を奨励することを望まない。
- ・一部の番組は子どもを搾取している。子どもに玩具を売ったり製品を売るだけのためにつくられている。
- ・私たちはすべての子どもがテレビで自分と同じような子どもを見ることができるとを望む。どうしてテレビに出る子どもはめがねをかけてはいけけないのか。どうして太ってはいけけないのか。世界中の多くの子どもたちは、自分たちが使っている言語で話す人々をテレビで見ることが出来ない。アメリカからの番組しか見ることができないこともある。
- ・このような状況を変えるために、私たちは子どものためのこの憲章を書いた。

子どもの電子メディア憲章

- 1 テレビやラジオについて子どもたちが述べる意見は、尊重されなければならない。
- 2 子どものための番組制作においては子どもの意見を聞き、子どもを関与させなくてはならない。
- 3 子ども番組には音楽、スポーツ、ドラマ、ドキュメンタリー、ニュース、コメディーなどが含まれなければならない。
- 4 子どもたちには海外の番組だけでなく自国で制作した番組がなければならない。
- 5 子ども番組は面白く、楽しむことができ、教育的で、相互交流できるもので、身体的発達、精神的発達を促すものでなくてはならない。
- 6 子ども番組は正直で現実的でなければならない。子どもは世界で何が起きているかについて真実を知る必要がある。
- 7 どの年代の子どもにもその年齢にあった番組が必要であり、その番組は子どもが視聴できる時間に放送されなければならない。
- 8 子どもの番組はドラッグやたばこやアルコールに対して否定的でなければならない。
- 9 子どもは番組放送中、コマーシャルなしに番組を見ることが出来なければいけない。
- 10 子どものテレビには子どもを尊重する、見下したりすることのない司会者が起用されなければならない。
- 11 暴力のための暴力、問題解決のための暴力が奨励されてはならない。
- 12 テレビ制作者は視聴障害や聴覚障害を持つ子どもを含め、すべての子どもが子どものための番組を見たり聞いたり出来ることを確認しなければならない。番組はそれを見ている子どもの国の言語に翻訳されなければならない。
- 13 すべての子どもは自分の言語や文化をテレビで見たり、聞いたりできなければならない。
- 14 すべての子どもはテレビで平等に扱われなければならない。これには年齢、人種、障害を持つ者、持たない者、そしてすべての身体的外見の平等が含まれる。
- 15 どの放送組織も子ども番組やテレビに関する問題、権利について助言する子どもたちを持たなくてはならない。

(訳 FCT市民のメディア・フォーラム)

■特集2

テレビを「読む」市民の輪ひろがる

— 第1・2回テモ・プロジェクト報告書 —

1996年12月に、テレビについて考える市民の輪が広がっていくことを期待して、FCTが発足させたテレビジョン・モニタリング・プロジェクト（呼称テモ・プロジェクト）の報告書が完成した。このプロジェクトは、会員、非会員を問わず、個人でもグループでも参加でき、参加者の一人一人がメディア・リテラシーを学び、獲得することができるように組み立てられている。第一回目のテモ・プロジェクトは1997年3月に夕方と夜のニュース番組を、第二回目は同年8月に子ども番組を対象として実施した。モニター期間終了後にはFCT事務局あてに、全国各地から100名を超す参加者からの多様で豊かな「読み」が届けられた。

報告書は2部構成で、第一部では1回目に対象としたニュース番組について、カテゴリー分析、登場した人物の性別、年齢などFCT独自の数量的分析がまとめられている。登場人物では、子どもは全体の3%しか登場していないこと、62才以上の高齢者は10%、そのなかでも、高齢女性の登場は、男性の4分の1程度であったことなどが明らかにされている。

番組冒頭の3つのトップニュースについての「三大ニュース項目」の分析では、「なぜ、その3つの項目がとりあげられたのか、制作者がもっている視聴者像との関連で読み解く」ことを試みている。人の興味をひきつけるような内容がトップにされている。「テレビ朝日株売却」のニュースはテレビ朝日は全くとりあげていないが、その他の全民放ではトップでとりあげているように局間の競争がある、女性が登場するニュースは三大ニュースにとりあげられにくいことなどを指摘している。また「ニュースに取り上げられなかった項目」に関しては、各局のニュース報道がほぼ同じ内容の横並びであり、女性、人権、貧困などの項目がとりあげられていないことを指摘している。モニター期間中に開催したFCTフォーラム「ニュー

スのなかの子ども」の記録も掲載している。

第二部で報告している二回目のテモ・プロジェクトは、1997年に連鎖的に起きた少年犯罪事件をきっかけに、社会的に子ども番組への関心が高まっていることを背景として、子ども、若い人たちが見ているすべての番組を対象として実施した。対象番組が多く、モニターされた番組も多様であったことから、報告書は参加者の「読み」を中心にまとめられている。

「週刊こどもニュース」は、子どもたちの社会への関心を高めるうえで貴重な番組であるが、番組進行役として登場している家族と子どもたちについて、伝統的な父親、母親像とあらかじめ役割設定された子ども像が見られることへの指摘が多く、子どもが主体的にかかわることのできるような番組作りの提案がされている。

バラエティ番組については、暴力的な行為や発言、差別的な扱いを笑いのタネにした「笑えないバラエティ番組」が多く、子どもたちにとって、そうした暴力や差別が「日常化」していることへの危惧が述べられている。「アニメ・ドラマ」では、主人公たちの問題解決の方法をモニター参加者が読み解いている。番組を見ていた子どもたちが、けいれんを起こすという事件を起こした「ポケット・モンスター」は、子どもが大好きな番組だからとして新聞などでは、好意的な意見が多く見られた。しかし、「ポケモンどうしが戦い、たたきのめされる」など「戦わせること自体がすべての目的になっていること」を読み解いている参加者が多い。第3回目のテモ・プロジェクトは「CMを読み解く」をテーマに実施する。期間は1998年10月19日(月)～10月25日(日)

第1・2回テモ・プロジェクト報告書『ニュース番組と子ども番組を読み解く』1,000円(送料別)のお申込は☎251-0877 藤沢市善行団地5-3-503 新開清子 TEL&FAX 0466-81-8307

メディア・リテラシーとの出会い

乙 竹 文 子

1995年、わたしたちの学習グループ「岡山女性フォーラム」は、創設9年目を迎え、次年度10期に向けて、本格的な「女性学講座」に取り組むことになった。講座は全6回とし、テーマを3つに絞った。そのひとつに「女性とメディア」をとりあげた。これは地方都市岡山で当時としては画期的な講座であった。なかでも極め付けは「メディア・リテラシー」の学習と実践であった。講座開催にあたり、FCTの鈴木みどりさんに講師を依頼した。

・メディア・リテラシー講座を体験して

まず、「メディアはすべて構成されたものである」、そして「メディアは現実を構成する」といったメディア・リテラシーの基本的概念を学ぶことによって、「作り手」としてのメディア制作者に対して、視聴者は能動的な「読み手」となり、社会に対して発信する主体となっていく必要がある、ということを実感した。そこで講座生は収録したVTRを使って、メディアが描きだす現実を「チェック」した。このような過程を通じて、メディアから得る情報と、私たちが日常生活から得てきた情報とが、かけ離れていることを実感させられた。

録画した番組を繰り返し見ながら、映像・音声文字化作業では、受講生のほとんどが手上げ状態だったが、それぞれが自分なりの視点で「読み手」となって発信する作業では、自分や他人との違いや共通性に気づいて、お互いの視点ととらえる多様性を確認しあうことができた。メディアが「何を伝え」、「何を伝えなかったか」を、私たちひとりひとりが積極的に発信していくことで、例えばメディアが女性の人格を無視し、女性の身体の一部を性的なモノとして描くことにより、多くの視聴者に女性と男性の性とは、「そのような関係にあるもの」だと思わせてしまう。

このようなとらえ方も、私たちが能動的な「読

み手」となって、テレビを見なければ、メディアの伝える情報が当たり前で、「それしかない」ように感じてしまう。まさにメディア・リテラシーの基本概念のうちのひとつ「メディアはものの考え方（イデオロギー）を伝えている」ということが実感できた。

講座終了後、数か月がたったある日、鈴木みどりさんより京都の立命館大学での「メディア・リテラシー研究会」の案内が届いた。そこでさっそくグループの内外に呼びかけ参加した。研究会はゼミを中心にした肩肘はらない楽しい会で、毎回の提案と積極的な討議にしっかりハマッてしまい、遠方からの出席にもかかわらず、いつも次回の案内を心待ちにしている。また、新幹線の時刻表を気にしながら、大勢で囲む二次会のイタリア料理、これもまた捨てがたいものがある。

・メディア・ウォッチングの取り組み

ニュース、ドラマ、アニメ、バラエティ番組、CMなどに登場する女性の多くは「表現される側」つまり、「客体」として扱われている。そうした描写は、視聴者である私たちに女性と男性の「不平等」を当たり前と思わせてしまう。そこでメディアと日常的につきあっている私たちは、「作り手」としてのメディアに対して、「受け手」であることをやめ、クリティカルな「読み手」となることが必要である。これらのことから、10人ほどの仲間が集まり、「メディア・フォーラムおかやま」を結成して、毎月2～4時間メディア・ウォッチングを始めた。メディアの意味をジェンダーの視点で読み解いていく、そのおもしろさに、もっか浸っている状態であるが、FCTの新企画である「テモ・プロジェクト」に引き続き積極的に参加し、メディア・リテラシーの獲得をめざすことが不可欠であると実感している。

ネットワーク

・DCI日本支部、文春記事に反論

1998年5月、ジュネーブで「第18回子どもの権利委員会」が開かれ、このなかで日本政府報告に対する審査が行なわれた。DCI日本支部(Defence for Children/子どもの権利のための国連NGO)は約60名で傍聴し、審査日の昼休み終了前の30分間に「DCI日本支部21世紀委員会」のメンバーの高校生3名がプレゼンテーションを行なった。子どものプレゼンテーションは審査のシステムはないが、DCIの提案が受け入れられ、非公式にランチタイムを使うかたちで世界で初めて実現したもの。

このDCIのロビー活動に関して「週刊文春」は1998年6月18日号に「『制服廃止』を訴えて国連に叱られた日本の甘ったれ高校生」とする記事を掲載した。同支部はこの記事は「意見表明を行なった高校生の間人としての尊厳を踏みにじり、国連子どもの権利委員を愚弄する事実無根の誹謗記事」であるとして全面的な反論を行なっている。(NEWS LETTER NO.30 子どもの権利モニター 1998・6・25)

DCI日本支部TEL・FAX030-3466-0222

・Vチップの性急な導入に反対するアピール

1998年9月、導入の動きが急になっているVチップに対して「議論の蓄積を待たずに公的規制色の強い導入が図られている」として、市民、研究者、メディア関係者などによって反対アピールが発表された。

アピールでは、Vチップ制度をめぐる諸外国では放送界の内外で賛否両論が激しくたたかわされ、地道な調査研究と活発な討議が積み重ねられているのに対し、日本では、放送の自由に関わる問題であるにもかかわらず、政府主導のもとで制度の導入が強引に進められているとの懸念を表

明している。今後の方向として、公権力による介入を許さず、放送の自由を守るためにも、放送界が青少年の保護と教育の問題に真剣に取り組む、自主的な対応の強化に努めるべきで、放送界は良質な子ども番組の制作を第一の課題とし、視聴者・市民、専門家などの協力と参画を得て、ガイドラインの策定やメディア・リテラシーの促進などを進めていくことを提案している。

・兵庫県性教協通信にFCTテモ・プロジェクト紹介

「兵庫県“人間と性”教育研究協議会」は、教師、市民による性教育に関する研究・交流などの活動を展開している。同会が発行する「花信風第59号」(1998・7・25)には中高校生の「援助交際」をめぐる「科学的な知識、自己選択に役立つ情報を与え、考える場を設定するだけでは、子どもたちの奪われたパワーを取り戻すことはむずかしい……『エンパワー』をとまなう性教育でなければ、本当に子どもたちのニーズに応えられないようです」といった記事が掲載されている。

同じ号には、FCTの会員でテモ・プロジェクトの参加者でもある瀬尾氏が、3ページにわたってFCTの活動を詳しく紹介している。テモ・プロジェクトについては、参加者として「なかなかしんどい作業でしたが、文字にすることで見るだけでは気づかないことを発見できました」と感想を述べている。テモ報告書は、各項目ごとに詳しく紹介され、「ニュースのなかの子ども」の項目では「『子どもの権利条約』を批准して数年がたちますが、子どもを権利主体として扱うことは、学校でも社会でもメディアでも、まだまだできていないということのようです。私自身も自戒すべきことのみ多かりきです」と語る。

最後には、第3回テモ・プロジェクトの内容と予定を紹介し「メディア・リテラシーの向上にはもってこいのチャンスです。……FCTの分析シートは大したものですから、是非一度体験されることをお勧めいたします」と読者に参加を呼びかけている。

FCT データバンク

一 国内篇一

●特集 犯罪報道のあり方と報道の自由[座談会]犯罪報道とプライバシー・名誉・その他の人格的利益をめぐって、奥平康弘(東大名譽教授・司会)、鈴木みどり(立命館大教授)、浜田純一(東大社会情報研教授)、平川宗信(名古屋大教授)、「ジュリスト」No.1136、1998年6月15日。

1990年代に入って、松本サリン事件、神戸の「少年A」事件、東京電力女性社員殺害事件など、報道機関によって、容疑者、被害者、市民の人権が侵害される状況が生まれている。こうした犯罪報道の現状を踏まえての「報道と人権の問題」をめぐる座談会。

[1.何が問題か]最近の犯罪報道では「これまでジャーナリズムの規範やモラルとされてきたものにあえて挑戦するという風潮が生まれている」(浜田)、「オーディエンスの側からの視点が欠如し、メディアが自ら問いかけるべきジェンダー・ステレオタイプの価値観も意識化されず、提起もされていない」(鈴木)といった問題が提起される。奥平は「市民によって作られ維持されるべき、ある種品格をもった、よく秩序づけられた社会(ウェル・オーダー・ソサエティ)を形成するにつき、当面している犯罪報道の問題性に挑戦する必要がある」と問題を整理する。

[2.問題の構造]メディアが商品として扱われることによって、報道機関は構造的に競争のなかにはめこまれている。これに対しては、社会全体としての情報のディーセンシーに対するコンセンサスが必要である(奥平・浜田)。メディア社会のなかでオーディエンスの顔が見えず、メディアにもオーディエンスの側にも問題意識が欠けていること

(鈴木)が指摘される。

[3.犯罪報道は必要か]奥平が「挑発的発言」として「犯罪報道無用論」を唱え、平川は「メディアは刑事司法機関に対する監視をすべきで、犯人探しはするべきではない」と賛成する。浜田は「国民が事件に対する情報を十分に持っていないと監視もできない」と反対意見を述べる。鈴木は現在の歪んだ状況を変えていくために「匿名報道への移行」など、「報道の仕方を変えること」が必要と述べる。

[4.問題解決のための法的構成]「犯罪報道における報道の自由は個人の自由というよりはより多くの民主主義的な社会を成立させる部分に関わりが深いとの議論のなかで、平川は「法的には報道の自由に含まれるが報道のモラルとしてやるべきでない場合がある」とし、「原則匿名報道主義」を主張する。奥平は、死亡した被害者の名誉を保護するという「世代を超えた文化の創造」を語り、「法的救済、法的問題解決」の限界を見通した上で、あとは「法ではなくて倫理が扱う問題領域とする」ことを提案する。

[5.少年非行報道の特性]「国民の知る権利」をめぐっての議論では、鈴木が「基本的に情報は隠すのではなく、必要とする個人が情報にアクセスできること」が必要であるのに「情報化社会のなかでその仕組みがないために、メディアに依存させられている」と指摘する。

[6.マスコミ倫理とオーディエンスの意識改革]鈴木が、情報化時代を生きる市民にとってメディア・リテラシーを身につけることは不可欠であると述べる。「マスメディア文化の市民革命」をめぐって、浜田は「何を社会の理想的な水準として守っていくのか」についての議論が必要と言い、「妙に爛熟した社会が持っている病理現象的なものの一環」(奥平)として最近のメディアの問題をとらえ、「人」が「市民」

として成熟していくことが求められていると語る。最後にはメディアに対して訴訟を起こすことについての論議が交わされている。(E)

●暴力表現規制で共同報告書、「民間放送」1998年8月23日号。

英国のBBC、ITC(商業テレビ規制監督機関)、BSC(放送基準審議会)の各代表らで構成する共同作業部会(議長・チャールズ・デントン英国映画研究所理事長)は、暴力表現をめぐり放送事業者が守るべき規制及び自主規制などの基本原則を盛り込んだ「共通原則の声明」を含む共同報告書「暴力と視聴者」を発表した。

同報告書では、「番組に暴力シーンが含まれているかどうかを事前に番組表などを通じ明確に視聴者に伝えること」、「番組放送中でも暴力表現の警告を視聴者が得るための文字放送画面などによる情報提供」を提言。3団体は「テレビ番組の内容について、よりよい情報が継続的に提供されるならば、視聴者はどんな番組を見たら良いか自ら決断できるようになる」としている。

放送における暴力表現の役割、放送時間帯、暴力表現、番組情報と警告、視聴者教育の5項目から成り立つ「共通原則声明」は、社会における暴力の存在を真実として伝える必要を認めた上で、「表現の自由と視聴者保護の適切なバランスを取る責任がある」としている。また、「暴力および攻撃的態度がすべての問題を解決する上で簡単かつ適切な方策であるかのような描きかたはしない」などが盛り込まれている。

この声明は、英国内のすべての放送事業者が順守する上で合意が成立、新規参入の事業者にも同声明への署名が義務づけられることになっているという。

他にも、政府主導による低学年の子供向けメディア教育の実施を訴えている。また、Vチップなどの装

置については「応急処置にすぎない」とし、海外の状況において子どもが排除機能を解除した例から、「満足すべき結果が出ていない」と厳しい評価を下し、導入に消極的姿勢を示している。(R)

●ポケモンブームとポケモンショック、中西新太郎、「子ども白書1998年版」、草土文化、1998年。

テレビ東京のアニメ「ポケットモンスター」は、番組を見ていた子どもたちが気分が悪くなった「ポケモン事件」の後も人気は衰えず、いまやポケモン・ビジネス関連の市場規模は4000億円に上るといふ。

筆者は、このブームは80年代半ばから顕在化してきた数百万人規模の流行を作り出す「消費文化のありかた」が、小学校段階の子どもたちにも及んできたことを示しており、子どもたちの遊びに一種の「寡占状況が生まれている」と指摘する。また「テレビゲームが子どもたちを孤立させる」という批判は正確ではなく、「ポケモン」は自分の代役としてモノを自己表現に使う「代役遊び」であり、この遊びに長けているということは、情報収集と管理に優れていることであり、遊びにおける「知情意のバランスの組みかえ」が起こっている、と言う。「ポケモン」の流行は遊びが「子どもたちの社会」を作り出すことを示しており、このことに大人たちは、目を向けるべきであると結んでいる。

他に「インターネット時代と子どもの世界」を特集している。(E)

●特集 ポケットモンスター問題を考える、月刊「波」、日本てんかん協会発行、1998年8月号。

巻頭は「日本てんかん協会はどう考える」と題する会長の鈴木勇二氏の論文。1993年にマスコミの話題とされた「テレビゲームによるてんかん発作」の時と比べて、今回の事件の報道では健康被害を受けた人

が必ずしもてんかんではない」といふ点が事件発生直後から正しく報道され、「日常楽しむメディアにひそむ危険を冷静に考えるという形をとったことは、5年前とは雲泥の差」だったと評価している。

てんかん患者を含めて「光感受性発作」を起こしやすい人を文化・情報面のハンディキャップをもつ「光感受性による情報障害者」ととらえ、技術の進歩と共に発生する問題に対して、テレビ番組、CM、ビデオゲームの制作者をはじめ、ディスクなどの娯楽施設経営者に共通する問題としての取り組みを求めている。表現に関わる問題は本来、法律で規制すべきではなく、制作者による自主基準作成を期待するとの見解を示している。

「難病の子ども支援全国ネットワーク」の三宅捷太医師は「ピカチュウ事件：壮大な人体への影響—郵政省の検討会報告から」と題して、「この事件は偶然に起きたことではない。時代の流れで起こるべくして起きた壮大な人体実験」であり、今後は「制作・放送・受信機器に関して工学、医学、心理学など学際的に人体への影響を客観的かつ精密な定量評価できる研究」の蓄積が必要と述べている。

「映像を視聴して何が起こったのか①」は、小児科医によって事件後に行われた調査結果。「同②—治療例をもとに」では、東京女子医大小児科医のチームの臨床経験から脳波所見などを紹介し、予防、治療法についても触れている。(E)

●特集 メディア・リテラシー、「情報の科学と技術」第48巻第7号、(社)情報科学技術協会、1998年7月号。

コンピュータ中心の情報の専門家集団である情報科学技術協会による学術誌の特集。

特集の編集にあたって、編集委員は、メディア・リテラシーを「さ

まざまなメディアの特性を知り、情報をクリティカルに受信し、自らもメディアを使って情報発信を試みる能力とその取り組みをさす」と定義し、新しい研究領域であるメディア・リテラシーを紹介することがこの特集の意義であると述べている。

情報科学・技術系のジャーナルにメディア・リテラシーの特集が登場することに意味がある。しかし、上記編集委員の定義では、メディアからの情報を受信するという「情報リテラシー」の範疇をでておらず、この特集の3つの論文内容とずれがある。

特集は「メディア・リテラシーとはなにか」(鈴木みどり)、「カナダにおけるメディア・リテラシー教育」(増田幸子)、「コンピュータ・ネットワークを利用して情報発信する市民を育成する—アメリカのNPOセクターの役割」(吉本秀子)の8つで構成されている。

「メディア・リテラシーとはなにか」(鈴木みどり)では、メディア・リテラシーについて、理論と実践の両面から総論的に紹介している。理論の面では、多様な領域で行われてきた3つのメディア研究の流れを振り返り、1980年代に形成されてきたメディア・リテラシー研究の基本的枠組みについて述べている。

一方、実践面では学校教育、市民講座、メディアによる取り組み、パブリック・アクセス活動の4側面からその展開を述べており、それぞれの今日的な動きや問題点などが俯瞰できるようになっている。

「カナダにおけるメディア・リテラシー教育」(増田幸子)では、カナダにおいて、メディア・リテラシーが学校教育にどのように導入、展開され、実践されているのかをオンタリオ州の例を中心に紹介している。オンタリオ州の小学・中学校のカリキュラムの例、教師用指導書からの学習活動例、高校生用の教科書の中での学習活動例が具体的に示され

ている。

「コンピュータ・ネットワークを利用して情報発信する市民を育成する—アメリカのNPOセクターの役割」(吉本秀子)では、アメリカの市民社会における多くのNPO活動がインターネットの情報発信によって支えられている現状と、情報発信する市民の“コンピュータ・リテラシー”の育成に関して、アメリカのNPOが果たしてきた役割を、カリフォルニア州のハンズネットの例をもとに紹介している。

ハンズネットは食料や資金、人材などの必要とされる物資を必要とされるところに分配するヒューマン・サービス団体のニーズとコンピュータ・ネットワークが結びついて生まれ、それが行政とパートナーシップを築くことで、情報発信する市民を育成する役割を担うようになったという。さらに、コミュニティ内の情報格差や情報過多とその検索などの最近の問題点にも触れ、最後に学校におけるコンピュータ・リテラシーの育成についても言及している。随所に、ハンズネットに関わってきた人々のインタビューの言葉が加えられ、ジャーナリスティックな報告になっている。(A)

●日本のテレビ広告におけるジェンダー描写、延島明恵、「広告科学」第36集、日本広告学会、1998年8月。

531人の主人公、335人のナレーターを含む401本のテレビ広告について、そのジェンダー描写を実証的に研究した結果をまとめている。

その結果によると、広告の主人公は男性よりも女性が大割を占めているが、その一方で、ナレーターが男性である広告は、女性である広告を大きく上回っているという。

また、テレビ広告の主人公には若い女性が頻りに起用されていること、「商品紹介者」と「血縁関係のない家族」の役柄は女性に多く、「商

品使用者」など社会的な役柄には男性が多いことが報告されている。

筆者は測定変数として「服装」「カメラワーク」「カメラアングル」など、FCTの実証分析で用いる項目を採用しているが、その分析結果によると、服装では「カジュアル」「水着・下着」「エプロン」「着物」では女性が男性より多く、「スーツ」「裸」等では男性が多かった。また、カメラワークでは「口」「髪」「顔なし身体」「胸」において女性主人公はより描写が多いことや、カメラアングルにおいても「上からのぞかれる」ことが男性より多かった。このことについて、広告が男性ではなく女性向けであっても問題は存在すると筆者は指摘し、その理由として「広告を視聴した女性が男性の眼を通して自分自身を見、それによって自分自身を演出することが考えられる」と述べている。

最後に、「日本のテレビ広告の中では未だに典型的な男性像や女性像が作り上げられていること」、「カメラワークやカメラアングル、服装などの点において女性を商品化する可能性のある描写がなされていること」を、実証研究の結果が示唆するものとして考察している。(R)

●メディア・リテラシー最前線 北米からの報告 メディアを牽引する「マクルーハンの申し子」たち、菅谷明子、「論座」1998年9月。

北米のメディアの動きをレポートしている筆者が、カナダの中学校、広告のメディア学習のクラスに参加し、その授業の様子を伝える。

コーヒーのCMを「コーヒーを飲めばロマンスがやってくるというイメージを売っている」と分析する高校生。第二次大戦中、収容所に入れられた日本人に関する当時の新聞記事をもとに展開される中学校の授業。「あなたがノーを言っても…彼はあなたの本心をかぎつける」といった内容のティーン用香水のCM

に対して、「女性を軽く見ている」「レイプを奨励する」との批判をニューヨークの化粧品会社に送り続け、ついにそのCMを中止させた中学生の体験も紹介されている。こうした体験を通して学生たちは、メディアを楽しむながらも批判眼をもつようになってくる。

カナダの公教育にメディア・リテラシー(ML)がとりいれられるようになった経緯に触れ、しかし現状ではまだMLが学校教育のなかに完全に定着したとはいえず、教授法によっては「メディアの芸術性を無視し、消費文化に否定的な教師の価値観を押し付ける危険性がある」との見解も紹介している。

最後にカナダでMLを推進してきた人たちは、マーシャル・マクルーハンの教えを受け、1960年代にカナダ国立映画委員会が主催した夏期セミナーに参加した教師たちであったとする最近の研究論文を紹介している。(E)

●パブリック・アクセス 市民が作るメディア、津田正夫・平塚千尋編、リベルタ出版、1998年。

「市民が作るテレビ」として全米で活動しているパブリック・アクセス・チャンネル(PAC)をたずねた7人の報告。問題意識は、日本における多チャンネル化の動きを「市民のメディア参加、メディア民主主義に結び付けるにはどうしたらいいのだろうか」というところにある。PACの活発な活動ぶり、法律の制度化、様々な支援システムや全国放送ネットワークの実態など、「言論表現の自由」を権利として豊かに血肉化している実態を紹介する。

1章～3章は、米国のパブリックアクセスの歴史と現状。4章では、各地でおきている訴訟と「表現の自由」の問題から、日本の「テレビを業界人に委ねてしまった」現状について考察する。5章「どうする日本でのメディア・アクセス」では、「日

fct GAZETTE 1998.11.No.66

本型PACのルーツ」として郡上八幡、下田の試み、佐賀県の唐津ケーブルテレビ、鳥取県の中海テレビに関する調査を紹介し、「発言、主張」中心の米国に対し、日本では「発表、地域を考える、あるいは楽しむ」といった傾向があると述べる。最大の問題は番組が集まらないことで、その原因として社会的文化的な背景と、テレビで表現する力の不足、制作・運営の支援体制の欠如をあげている。6章「今、なぜ市民アクセスなのか」では、市民によるメディア・アクセスの課題として市民ネットワーク、メディア・リテラシー教育の必要性などについて述べている。(E)

●君の名は OR WANO もののけ姫 PACNO、チュブチセコル、「イマージュ」vol. 13、関西障害者定期刊行物協会、1998年。

昨年、大ヒットしたアニメ映画「もののけ姫」について、「映像メディアにアイヌがどう描かれてきたかを歴史的に見ていこうとしている」という筆者による論評。

アイヌの神は神の国から人間の国へゆりかごに乗って遊びに、あるいはお産をしに訪れるという。筆者は、原作者・宮崎駿が「僕は蝦夷を含めて日本人というものを考えたい」と語っていることをひき、「もののけ姫」は日本の神社に居座る神々の物語にすぎないと述べる。登場人物の設定では「過去から現在にかけてのアイヌ民族の文化や習慣が変わっていないことを前提にした、日本人にありがちな誤解」を指摘する。また原作者は主人公のサンについて「アイヌの女性には口の周りを

赤く染める入れ墨の習慣があった」と述べているが、アイヌの入れ墨は藍色であったし、少女が「森の神への生け贄に捧げられた」という設定もアイヌの宗教からは考えられないことだという。映画のなかで吸収は「鎮西」と表現されるが、この言葉には、武力による制圧の歴史がこめられていると指摘している。

「イマージュ」は、重度障害者による劇団「態変」を主宰している金満里らによる編集の情報誌。「徹底して個性にこだわった発信」によって「異文化の交差点」をつくりだすことをめざして、年3回発行している。この号では映画を特集し、他に4本の論評。年間購読料1000円。〒振り込み00920-8-320343 (E)

●特集 テレビと子ども「灯台」1998年10月号。

多チャンネル化、ビデオの普及など、テレビ環境が変化し続けるなかテレビの子どもへの影響、テレビの見方に関する家庭のルール、子どもの健康への影響、番組を読み解く力をどうつけるかを特集している。

「人間の価値を学ぶ視聴者に」と題して澤良世(ユニセフ駐日事務所広報官)は、「テレビと子ども世界サミット」で採択された「子どものテレビ憲章」に基づいて、日本や海外のテレビ番組について語る。途上国では公衆衛生の知識を普及させるために番組が作られており、ユニセフでもこうした目的でアニメを作っている。テレビ番組の質は人権への配慮で決まるが、日本ではテレビをつけっぱなしにしている家庭が多

い。家族で見ながら、親がフォローすることが大切と述べる。

鈴木みどりは「親子でテレビを読み解く法」と題して、番組をビデオに撮って映像を再生しながら文字に書き取ってみることを勧めている。この実践を通して、番組の中の弱者に対するいじめやセクハラ、人権侵害などに気付くことができる。

子ども以上に親の方が環境化しているテレビに「空気感染」して影響を受けており、テレビ局側は「見たくなければスイッチを切れればいい」という姿勢。こうしたことはテレビが子どもに与える影響について、子どもの側に立つ哲学がないことを示している。子どもの世界を豊かにする質の高い番組を増やすには、市民が能動的にテレビに関わることが必要、と述べる。(E)

●コラム 「幼児とテレビ」、毎日こどもしんぶん 4月4日号～9月26日号(計21回連載)、1998年。

同紙は毎日新聞社が発行する幼児向け週刊新聞で、その親向けのページ「ティータイム」にFCT事務局の中野恵美子と新開清子が交互に執筆。「クレヨンしんちゃん」「おかあさんといっしょ」「ドラえもんアイスCM」など、番組やCMを例として取り上げ、子どものテレビ番組やCMの読み解きかたについて書いている。子ども番組にみるジェンダー・ステレオタイプなどの価値観、Vチップ問題、ポケモン騒動、アルコール飲料CMの影響など、身近な子どものテレビ問題についてFCTの視点で幅広くふれている。(S)

FCTは1977年創設以来、個人が性別、年齢、職業的立場、社会的地位を越えて、社会を構成する市民として集い、語り合う広場＝フォーラムを創ってきました。実証的研究と実践的活動を行うことにより、より多くの市民が、メディアについて考え、社会的に発言していくことを目指しています。その運営は、事務局メンバーのボランティアと全国の会員からの会費とカンパ、定例のフォーラム参加費、および調査研究報告書等のFCTオリジナル出版物頒布からの収入により行われています。FCTは、創設20周年を機に1998年1月より名称を市民のメディア・フォーラムに変更しています。(旧市民のテレビの会) FAX 事務局 045-941-8214 (宮崎方)

現在のFCTインターネットサイトのアドレスは<http://www.ritsumei.ac.jp/kic/so/seminar/ML/fct/index-j.html>